

令和4年

第1回 農業委員会総会（月例会）議案

令和4年1月11日

前橋市農業委員会

令和4年 第1回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年1月11日午後2時07分
- ・閉会日時 令和4年1月11日午後3時18分
- ・開催場所 JA前橋市本所多目的ホール

・出席委員（22人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄	9番 関 けい子
10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文	13番 矢端 晴美
14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	17番 小堀 清	18番 関根 由彦
19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄	22番 須田 一男
23番 石村 利夫	24番 江原 弘		

・欠席委員（1人）

6番 井田 健

・遅刻委員（1人）

16番 星野 和幸（午後2時23分着席）

・事務局出席者

事務局長 鶴野 明広	副参事 藤井 義嗣	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 篠崎 菜穂子	副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則
主任 坂本 憲昭	主事 小池 雪乃	主事 森田 悠紀	専門員 齋藤 孝朗

・付議事件

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 競売農地の買受適格証明願について（転用目的）
- (5) 議案第5号 前橋市登録空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱の制定について
- (6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- (2) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

・報告事項

- (1) 農地法第3条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (5) 現況証明交付状況について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (7) 農地転用等の意見聴取の結果について

鵜野局長	<p>それでは、ただいまより令和4年第1回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
深町会長 鵜野局長	<p>◇(挨拶)</p> <p>続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。本日の欠席通告者は、6番 井田 健委員の1名であります。また、16番 星野 和幸委員より少し遅れるという連絡をいただいております。従いまして在任委員24名中、現時点で22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ここからの進行につきましては会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。</p>
	<p>《深町会長、議長に就任》</p>
議 長	<p>それでは、令和4年第1回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定によりまして、議事録署名委員を指名させていただきます。1番 松田 智之委員、2番 小池 真澄委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、議事に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。</p>
佐藤副主幹	<p>◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)</p> <p>以上、整理番号1番から9番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>なお、1番は、現地・面接調査、8番、9番につきましては面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。</p>
1 1 番委員 (2 班 班 長)	<p>整理番号3条の1番。賃貸借。新規就農。面接には本人が出席。申請地は池端町の畑で、4,987㎡の内の4,000㎡の土地です。申請地は関越自動車道の駒寄パーキングエリアの出口から北東約750mに位置する農用地区域内にある農地です。新規就農するために畑4,000㎡を借りて、ブドウを中心とした果樹園を経営したいとのことです。申請地は良い場所ですが、耕作放棄地です。なぜこの場所を選んだかという、果樹ものを作るには年月が長いので、わりと貸してくれる方がいないそうです。そこで、耕作放棄地を解消して長く経営するために、この土地に決めたそうです。就農計画ですが、本人は55歳であります。退職後を見据え、準備するためです。本人は県の職員であり、農業改良普及員の資格を持ち、農家の指導に従事しています。農家に関する知識は十分あると思われ。調査班としては、長年の経験を活かし、耕作放棄地を整地し、これからの農業経営の道しるべになるのではないかと思います。許可相当と判断いたしました。</p> <p>次に、整理番号3条の8番、9番。使用貸借の新規就農者です。申請地は粕川町膳の4筆の田畑で6,667㎡になります。面接には本人が出席。現地は見えておりません。申請地は前橋市粕川支所から東約1.5kmに位置する粕川町膳地内の農用地区域内の農地です。申請人は埼玉県の農業法人に5年間勤務し、栽培技術や農業経験は積んできました。申請理由は新たに兄の就農している粕川町膳に農地を借りて、妻と共に独立する予定のためです。農地ではネギ、コマツナ、ナスを作付けするとのことです。現在、耕作放棄地の農地利用を予定しております。また、令和3年12月に認定され、青年等就農計画認定書をもらいました。年間売上額は500万円を予定しております。出荷先はJA予定、機械は就農している兄の持っているものを借りるそうです。通勤距離は1km以内にあり、管理をするのに問題ないそうです。これからの若い新規就農者に期待することができます。調査班としては本人の経営意欲が認められ、また技術の習得の努力、さらに営農計画も整っていることから、これからの就農計画も確実に進むことで認定され、確実性があるので許可相当と判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明及び調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問</p>

ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

どうですか。よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。
整理番号1番から9番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から9番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

小池主事

◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号1番から3番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長

なお、3番について現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

1 1 番委員
（2 班 班 長）

整理番号4条の3番について説明をさせていただきます。申請地は前橋赤十字病院から北西約520m、前橋工科大学から東約520mに位置する農振農用地区内にある農地です。申請理由はキクイモの生産に切り替えるために、このほど土砂を入れて田から畑に変更するための一時転用です。面接には代理人の方、1名が来ました。搬入土砂ですが、吉岡町のジョイフル本田の開発現場から、耕作に適した畑の泥が発生することから、申請地の田に60cm、約2,300㎡を搬入します。搬入時、水路が壊れないように鉄板を敷き、2tから4tのダンプで一日20台を搬入します。夕方には小学生が通行することもあり、通行、搬入には十分に安全を配慮し、近隣の住民や施設への施工前の事業の説明や、南側のトマトハウスの砂塵対策として、工事を風の少ない時期の5月以降に散水しながら行うとのことでした。申請地の北東の一部に露天駐車場として使用されている違反農地がありますが、本工事とあわせてコンクリート板などを撤去し、農地に戻す予定です。農地改良後の利用計画はキクイモの作付けを予定しており、近隣のキクイモ栽培の経験のある方からの指導により育成をします。調査班としては、被害防除対策が考えられていることや、転用の確実性、実行性が確認できることから許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から22番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号1番から22番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

なお、整理番号5番、8番、16番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調

査班長の報告をお願いいたします。

1 1 番委員
(2 班班長)

整理番号5条の5番、8番、16番と順を追って説明いたします。

はじめに整理番号5番。申請地は富士見町田島の畑、2, 398㎡です。申請地は富士見町公民館から南西約120m、富士見支所から北東約180mに位置する都市計画法の用途区分地域内で、周囲は住宅地化が進んでいる第3種農地です。申請法人は建設業を営んでいます。申請事由は、前橋市と除雪作業の協定を締結しましたが、除雪機等の作業機械や建設資材を常備できる場所を所有しておらず、災害対策等の資材置場として利用するためです。面接には代理人が出席しました。申請地は東側に河川があり、西側は民家及び道路、南側には道路、北には用水路の傾斜地です。売買で所有権を移転し、トラック、ユンボの置場にするそうです。雨水は浸透、碎石を敷き、フェンス等はないそうです。造成しないで現状のまま使用するそうです。法人の事業概要ですが、主に建設業で、グループ会社3社があります。車は約50台で、ダンプ、トラック等いろいろ装備しているそうです。年商はグループ会社3社を合わせて9億円とのことです。これからの災害等踏まえて準備をしているということで、災害対応の露天駐車場として、地元住民の生活に寄与することから、調査班としては許可相当といたしました。

続きまして整理番号8番です。太陽光発電です。申請地は柏倉町の畑3筆で、2, 945㎡です。みやぎふれあいの郷の北約85m、ぐんまフラワーパーク北口より東約300m、北側、西側、南側は畑、東側は山林と市道に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には代理人と行政書士が出席しました。申請理由ですが、所有権を移転し、太陽光発電施設をつくることです。日当たりが良く、障害物もないため太陽光発電施設としては最適な場所だということです。施設の概要については、325wのパネル480枚、売電価格は少し安いと思うのですが、1kwあたり14円。東電との契約は済んでいます。耐用年数は20年以上を考えているそうです。メーカーとしてはサンテックパワーージャパン株式会社です。切土、盛土等の造成工事を行わないで、雨水は浸透式とする。周囲のフェンスは高さ約1.5mの茶色のフェンスを設置予定だそうです。施設の管理、草刈り等は申請法人が行うそうです。調査班としては、太陽光発電専門の会社で技術、管理、施設管理のノウハウを有し、被害防除対策もとられるなど許可相当と判断いたしました。

続きまして整理番号16番です。露天資材置場。申請地は駒形町の畑1, 538㎡です。北関東自動車道駒寄パーキング料金所の南約60mで、北側と東側は市道、西側と南側は田と雑種地に囲まれた第3種農地です。面接には代理人の行政書士が出席しました。申請人は埼玉県熊谷市在住です。転用理由ですが、建物解体工事によって排出される金属部分を回収し、保管する場所として露天資材置場にするそうです。整地はせず、周りには5mのフェンス、下にはバラスを敷き、埋め土はしないそうです。雨水は浸透、外灯なし。賃貸借の契約になります。場所は周りに影響がないところですので、調査班としては5mのフェンスをめぐるせ、周囲の土地に迷惑がかからぬようであり、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

1 3 番委員

最初の事例ですが、申請事由に「建設業を行っていて、前橋市と除雪作業の協定を締結したけれども、除雪等作業に伴う建設機械、建設資材を常時完備できる場所を所有しておらず」とありますが、前橋市の規定がどのようになっているか分からないのですが、だいたいこのようなことを頼むときは建設機械や建設資材を持っている建設業者に頼むのではないかと考えています。持っていないところに頼むということは、建設機械や建設資材を置く場所の確保に係るお金を補助するとか、そういうことも必要になってくるのではないかと思います。例えば、私のところでは日赤病院の除雪作業を頼まれているのですが、除雪できる機械を持っているから頼まれるのであって、そうでなかったら違うところに頼めばよい話ですので、このへんはどうなのでしょう。

井上主任

整理番号5番の会社ですが、こちらは市の指定工事店になっておりまして、土木部門で言うと、土木一式のBランクの業者で、市と災害対応の契約を結んでいる業者です。この会社は資材置場が渋川市、前橋市女屋町、伊勢崎市赤堀町にあります。前橋市女屋町にある場所はこの

J Aの建物からすぐ見える場所で、資材置場で2, 700㎡くらいありまして、建設機械等を所有している業者です。今回の申請地は除雪の機械を含めて、グループ会社、先ほど班長の報告でもありました法人自体は年収が5億5,000万円、グループ企業で9億円あるそうです。従業員も56名いて、なおかつ車両も50台以上持っているというような会社で、今回の申請理由にあります、災害対応ですか、大雪が降った時にすぐに対応できるため、今回の申請地を求めたいというような内容であります。以上です。

13番委員

ちょっと理解できなかったのですが、結局、今は災害対応の機械を持っておらず、それを置く場所もないということですか。

井上主任

除雪に限った機械は、面接のときにも確認はできませんでした。バックホーや、4tダンプ、2tダンプは確かにたくさん持っているようで、保有機械の中には除雪に出てくるようなトラクターというのでしょうか、そういった資材等の記載がないので、おそらく除雪に限っての重機は持っていないのではないかと思います。

13番委員

これから除雪できる機械を買って、置ける場所を確保したいということですね。

井上主任

その通りです。

13番委員

分かりました。ありがとうございます。

19番委員

はい、19番。先ほどの整理番号5番の補足ですが、市が土木関係、建設会社に頼むときは除雪機械を持っているところに頼みます。この申請は、機械を置く場所をつくるという話なので、別に問題はないと思いますけれども、除雪機械がなければ、市は頼みませんので、そのへんは市の担当者が知っているはずなのですが、それとは違う質問ですが、よろしいですか。整理番号8番の太陽光発電について質問します。売電価格14円という話は聞きましたが、年間の売上はどのくらいあるのか、伺いたいのですが。

井上主任

面接の時には確認をしておりません。

議長

確認していないということですが、よろしいですか。

11番委員

今の件についてですが、正式な金額等は聞いていなかったのですが、一応、17万kwで14円の買い上げだそうです。電卓を持っていないので、全体がいくらだったかは分からないのですが、聞き取り調査のときに17万kwで14円で販売だとお伺いはしています。

19番委員

太陽光発電の場合は、申請するときに市の方にそれを出すのではないのですか。役所に申請するときに、だいたい売電単価がいくらで、年間売上がこれくらいでという申請書を出すのではなかったのでは。私の場合は出しましたけれど。

小池主事

今の売上の話ですが、営農型の太陽光の申請の場合にはそうした売上の計画ですとか出しているのですが、こういった通常の営農型ではない太陽光の場合は、特に申請書などに売上金額などを記載する欄がないので、特にこちらで把握できない場合もございます。必ずこちらに出さないといけない資料ではないということです。

19番委員

分かりました。後で調べて報告してください。

井上主任

今のその金額が許可の判断に係るわけではありませんので。

19番委員

許可は許可でいいのですが、次の総会の時に報告できませんか。

井上主任

分かりました。

議長

次回のときに確認して報告ということで、よろしいですか。他に何かありますか。質問ではありませんが、一つよろしいですか。教えていただきたいのですが、その下の9番ですが、要するに死豚の保管施設ということでありますが、こういう施設というのはみんな持つものですか。

井上主任

申請者は養豚業を営んでいて、養豚業の中でも死んだ豚を結構、運んでくれる業者が持って行きやすいように、当日、道端に置いて何かを掛けておくことが多いそうです。ですが、この方はそういう状態ではなく、そうすると野鳥が来たり、いろいろあるので、犬小屋の大きいような、きちんとした大きなフェンスでつくったような施設をつかって、野鳥が来たり、野良犬が来たりすることのないように、施設をつくるということです。

議長

397㎡ということですから、結構、大きい施設ですよ。

井上主任

土地の面積は397㎡ありますが、その施設自体はそれほど大きくないと思います。

議長
井上主任
議長

ちなみにどのくらいの建屋ですか。
12㎡くらいです。
実際には、豚熱等には関係ないと思うのですが、死んだ豚が出ているということになると、やはり懸念材料にもなりうると思うのですよね。逆に、こういった施設を、ある程度、みんなで持っていたりするような指導を合わせてしていけたら良いのではないのでしょうか。この会社については、そういった意味では先んじているのかな、という感じがしますが、何か機会があれば、そういった話もしてみてください。お願いします。他に何かございますか。ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から22番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第4号 競売農地の買受適格証明願 転用目的について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

井上主任

◇(議案書・順次、転用目的、裁判所名、事件番号、競売期日等を朗読、説明)

なお、こちらの案件については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第4号 競売農地の買受適格証明願 転用目的について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願い出人が最高価格 競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第5号 前橋市登録空き家に付随する農地の別段の面積取扱要綱の制定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹
議長

◇(別途資料の朗読、説明)

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

4番委員
佐藤副主幹
議長

農地が1aというのは、1a以下なのですか。1a以上なのですか。
下限面積が1aです。1a以上です。
他にございませんか。

17番委員

その1aというのは、現実で空き家に付いているいちばん多い面積はどれくらいなのですか。1aというのはポピュラーなのですか。

深澤係長

お答えさせていただきます。多くの市町村の設定が1aということで、100㎡よりも大きい面積であることが必要になります。空き家に付いている農地が50㎡などは該当しません。あくまでも100㎡以上あり、そこで営農、野菜を作付けしてもらったり、農地として使ってもらったためのきっかけとなる下限が100㎡よりも上であることを定めるものです。面積については、どのくらいの基準が多いかどうかというのは分からないのが現実です。もしかしたら農家の人が持っている土地が5,000㎡、6,000㎡ある場合もあるし、あくまでも住宅に近いところだけを処分したいよということで、1,000㎡だけ、1,000㎡だと10aになりますけれども、家のところの農地だけ売りたいよとなったとき、これに登録ができるということになります。あくまでもこれは下限の面積ということで、それ以上の面積であ

ることが必要ですが、今、現在は40aの農地を取得する場合には下限がありますので、今、空き家で付いている農地を取得したい場合には、40a以上なければ農地を取得することができない基準となっております。それを、今回、この基準を導入することによって、それが100㎡、1aまで引き下げられるということになります。あくまでも、いちばん下限です。

17番委員

私の認識が違っていました。それでは40a以下で、どこまでそれを許可するのですか。3反とかそういう農地が付いていても許可するのですね。

深澤係長

そうです。1a以上40a未満の場合はこの基準で空き家に付いている場合は、登録をすることができます。

議長

あくまでも空き家付きの限定ですからね。

深澤係長

今回の案件については、市の方の空き家バンクの制度ができましたので、空き家バンクの方に住宅を売りたいよという登録をします。なおかつ農地があつて、小さい面積の場合に農業委員会の方でこの土地を下限1aの土地に認めてくださいという申請を出して、出てきたら、総会で、そのところが遊休農地で誰も管理する人がいないので、そういう人のところに1a下限の基準として認めていいかということで、審査をするわけです。下限が1aということなので、1,000㎡であっても、2,000㎡であっても住宅に付随したものであれば、それは対象になってきます。それを農業を始めるきっかけとしてもらうということです。

17番委員

言っていることは分かるのですが、そんなに必要な人はいるのでしょうか。

深澤係長

それが取得しやすいように、1aに下げているだけで、もし、それが200㎡欲しいよといった場合には対象になりますし、100㎡欲しいよといったときにも対象になります。多ければ、逆に住宅と一緒に取得したくないよという人がいれば、それは住宅だけ買ってもらえば良いわけです。

17番委員

そういったこともできるのですか。

深澤係長

あくまでもその農地は基準に合いますよというものを、この中で審査をして、登録がされます。あくまでも空き家バンクに付いている農地でないと審査の対象になりません。空き家バンクではなくて、知り合いの人が登録をしないで、住宅と土地があるのだけれど申請したいといっても登録にはなりません。住宅の方を空き家バンクに登録してもらって、そこと一緒に取得する場合にこの制度が使われるという内容です。

24番委員

セカンドハウスはだめですね。

深澤係長

はい、あくまでも移住、定住です。

16番委員

16番ですが、関連して、よろしいですか。空き家バンクに登録して、農業委員会の方で付随している農地を審査して、良いですよというのは、今のところ、空き家を登録して買えるようになるまでにどのくらいの期間を見ているのですか。

深澤係長

期間ということはありませんで、空き家バンクの登録は2年という限りがありますので。

16番委員

登録してから2年間有効という意味ではなくて、登録すればすぐにできるのですか。

深澤係長

登録して、その後、3条申請をしてもらうということです。

16番委員

そうですね。一応、いいですよという許可がここに係るのですよね。

深澤係長

まずは、1aの農地として認めますよという、空き家バンクに付いている農地、空き家バンクに登録してあり、家に付随する農地が100㎡より多いので登録できます。さらに、要件が遊休農地化しそうなので、そのところは1aの下限面積を採用できる農地として、まずは認める。そこで登録されると、空き家バンクの方のホームページにも、農地付きの空き家ですと登録されます。それで欲しい人が農地と建物を一緒に欲しいといった場合には、農地の部分は農地法3条の手続きをしてもらう。

16番委員

それは分かるのですが、農地付きで借りたいからといって、最初に空き家バンクに登録して、農地も登録して、というと、だいたいどのくらいの期間を見ればいいのか、と思って。

深澤係長

実際には、住宅と農地自体をいつ取得するかというのも交渉してもらう必要があります。土地の所有者と土地を買いたい人が、その間で契約が進めば、家も登録され、農地も登録されて、そこで買いたい人が出てきて、契約がどんどん進めば早くできます。

16番委員

登録自体は半年や1年見なくてはならないわけではないのですね。

深澤係長 登録はあくまでも申請が出てきた翌月に農業委員会の方で審査をします。
16番委員 分かりました。
深澤係長 毎月、もし出てくれば審査の中でということになります。
議長 除外申請とか、そういったことが、我々は頭にあるから。
16番委員 そうです。その審査過程が半年かかります、1年かかりますということがあるのではと思っ
て。
4番委員 4番委員、質問します。空き家バンクは課は別ですよ。
深澤係長 はい。
4番委員 空き家を持っている人と、相続で家と農地が兄弟などで別々になってしまった場合は、登録
できないのでしょうか。それとも所有者が兄弟だからということで登録できるのでしょうか。
深澤係長 お答えします。第4条を見ていただければと思います。第4条の(2)です。「登録空き家
の所有者等とそれに付随する農地の所有者等が同一であること」というのが基本となります。
「ただし、農業委員会が特に認める場合は、この限りではない」ということで、案件によって
変わってくると思いますので、場合によっては、土地は一人だけれども、上の建物を夫婦で共
有で持っている場合もありますし、それはその案件によって、一つ一つ確認をする必要がある
かと思います。空き家バンクの管轄については建築住宅課が担当しております。

議長 下限面積1aに関して、他にありますか。よろしいですか。そうしましたら、採決したいと
思います。
本案件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、議案第5号 前橋市登録空き家に付随する農地の別段の面積取扱
要綱の制定については、原案どおり決定いたします。
次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定につい
て、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

森田主事 ◇(別途資料の朗読、説明)

議長 以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お
願いいたします。
◇(意見・質問等なし)

議長 ないようですので、採決をしたいと思います。
議案第6号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、議案第6号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計
画の変更について、原案を決定といたします。
次に、協議事項(1) 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について、協議をお願いい
たします。事務局の説明をお願いします。

坂本主任 ◇(議案書の朗読、説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いし
ます。
◇(意見、質問等なし)

議長 なければ採決をしたいと思います。
農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について、原案を承認とすることに賛成の方の挙
手を求めます。
◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、協議事項(1) 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取につい
ては、原案を承認することに決定いたします。
次に、協議事項(2) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断に
ついて、協議をお願いいたします。事務局の説明及び報告をお願いします。

齋藤専門員 ◇(別途資料の朗読、説明)

議 長

今、説明をしてもらいましたが、何か確認しておくことがございますか。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ないようですので、採決をしたいと思います。

協議事項（２）遊休農地に係る農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断について、整理番号１番から９２番を非農地とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（２）遊休農地に係る農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断について、整理番号１番から９２番を非農地と承認することに決定いたします。

次に、１０２ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（６）までの内容は、

（１）法第３条の届出書の受理状況	１件
（２）法第４条の届出書の受理状況	１件
（３）法第５条の届出書の受理状況	２０件
（４）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	７件
（５）現況証明交付状況について	３件
（６）相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数	１件

報告事項（７）は、１２月総会において許可した、法第５条の農地転用１件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後３時１８分）